

札幌市未来へつなぐ町

町内会がこれ
札幌市は、町内
様々な施策を

札幌市の役割を もっと知りたい!



加入促進等

地域住民の町内会への自発的な加入と、町内会の自主的な設立を促進するために必要な支援を行います。



負担軽減

町内会の維持と活動の活性化のため、町内会の負担を軽減するために必要な支援を行います。



広報啓発

町内会に対する地域住民と事業者の理解と関心を深め、町内会活動への一層の参加と協力を促進。そのために必要な広報・啓発活動を行います。



人材育成等

町内会の維持と活動の活性化を担う人材の育成と確保に必要な施策を実施します。

札幌市は
どんなことをするの？



内会ささえあい条例

からもその活動を続け、活性化していくために、
会活動の活性化や負担の軽減などにつながる
実施していきます。



意見交換会等

町内会の維持と活動の活性化に関する施策を策定・実施する際には、町内会と町内会の連合体の意見を勘案することとし、必要に応じて、意見交換会や意向調査などを実施します。



推進体制の整備

町内会の維持と活動の活性化に関する施策を推進するために、関係部局間が連携して検討を行う体制を整備します。



実施状況の公表

市長は、毎年度、町内会の維持と活動の活性化に関する施策の実施状況を公表します。



財政上の措置

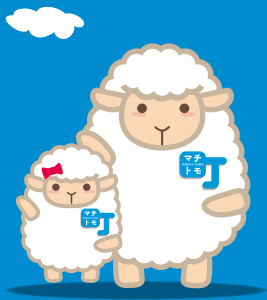
町内会の維持と活動の活性化に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。



町内会のために、
いろんなことを
していくんだね

マチ
トモ





ささえあい条例のことが では町内会活動に参加す

01

あなたの 町内会を探してみよう!



「マチトモNavi」であなたの町内会を検索してみよう。

二次元コードを読みこみ、お住まいの区と住所を入力してクリック。あなたの町内会が表示され、加入希望も伝えられます。

簡単に
調べられるの?



区と住所を
入力するだけ!
とても
カンタン!

02

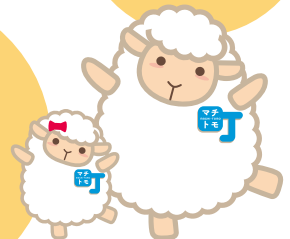
まずはあいさつから!

ご近所さんとあいさつしてみよう。

ご近所さんとの交流はあいさつから。
「こんにちは」の一言からはじめよう。

気軽に
話しかける
ことから
始まるんだ!

あいさつって
大切だよ



玄関先に町内会長などのプレートがある町内会もあります。

よく分かったね! するにはどうしたらいいのかな?

03 町内会の情報をチェック!

町内会をもっとよく知ってみよう。

回覧板や近所の掲示板を見てみよう。ホームページなどで情報発信を行っている町内会もあります。

ホームページ
などで情報を
知れると
便利だね!

回覧板も
チェックだね



04 イベント・行事に参加してみよう!

大人も子どもも楽しもう。

お祭りや清掃活動など、町内会の行事は意外にたくさん。参加すると知り合いも増えて、交流の輪が広がります。

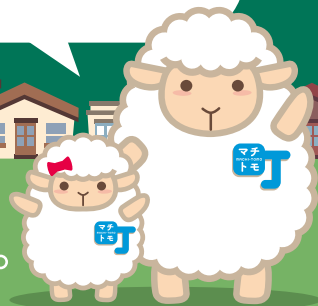
いろんな行事に
参加して楽しもう

行事に参加して
みたいな



**みんなで協力して
暮らしやすいまちをつくらせてほしいな**

町内会について、ご近所の方に尋ねてみてください。



札幌市未来へつなぐ 町内会ささえあい条例に

Q. 町内会は札幌市が設置・運営しているのでしょうか？



- A. いいえ、町内会は地域の皆様によって自主的・自発的に組織され、運営されている団体であり、札幌市が設置・運営している団体ではありません。町内会の組織や運営に関する基本的な事項などは、各町内会の規約や会則などに定められ、毎年度の活動内容や予算などは、町内会の総会などで決められているのが一般的です。なお、札幌市は、地域の暮らしを支える町内会の大切さを踏まえ、町内会の運営や活動などに関する様々な支援を行っています。

Q. 町内会にはどうやって加入するのですか？



- A. まずは、町内会長や町内会役員に「加入したい」と伝えましょう。どの町内会に属するか分からない場合は、まちづくりセンターや区役所にご連絡していただくほか、日中連絡できないなどの場合は、インターネットから加入希望を伝えることができます。詳しくは、前ページp15・16をご覧ください。

Q. 町内会費はいくらですか？



- A. 会費は町内会ごとに決められています。一世帯あたり月額200円~700円程度が多いようです。排雪費などを町内会費と別に集める場合もあります。

Q. マンションなどの共同住宅に住んでいるので 加入しなくてもよいのでしょうか？



- A. 地域の生活道路の排雪や清掃活動、通学路での子どもの見守りなど、共同住宅にお住まいの方も町内会活動の様々な恩恵を受けています。町内会に加入し、お祭りやイベントなどにも参加して、ぜひ、地域のみんなで一体となって、暮らしやすいまちにしていきましょう。

Q. 本社が札幌市外にあり、札幌市内の支店や支社、営業所などで 事業を行っている場合は、「事業者」には当たらないのでしょうか？



- A. いいえ、この条例における事業者に当たります。その地域において事業を行う事業者は、事業の実施を通して地域コミュニティの維持と形成に関わる地域の一員であるため、この条例に定める事業者の役割をご理解いただき、町内会活動への参加や協力をお願いいたします。なお、この条例でいう「事業者」とは、札幌市内において事業を行う法人、その他の団体、事業を行う個人をいい、営利、非営利を問いません。

関する Q&A



Q. 町内会には必ず入らなければならないのでしょうか？ 強制なのでしょうか？



- A.** 町内会への加入は強制ではありませんが、町内会は、地域の防災・防犯に関する活動やごみステーションの管理、生活道路の排雪など、私たちの地域をより安全で安心な暮らしやすいまちにするための様々な活動を行っています。例えば、ごみステーション器材の管理や生活道路の排雪などは、会員の皆様からの町内会費で行われており、私たちの日々の生活にも密着している活動であることから、可能な範囲で町内会の活動に関わってみてください。

Q. 条例ができたことによって、 これから札幌市の施策がどう変わるのでしょうか？



- A.** 札幌市ではこれまでも町内会に関する様々な施策を実施してきましたが、町内会は、時代の変化に伴う新たな課題や、役員の高齢化、担い手不足といった課題も抱えており、これまで以上に、細やかで多岐にわたる施策の実施が求められていると考えています。この条例では、第9条以降に札幌市の施策の基本となる事項も定めており、これからは、この条文を基に、より多様な施策を実施していきたいと考えています。この条例によって、ただちに町内会の課題等が解消されるものではありませんが、町内会の皆様には、札幌市が将来にわたって町内会を支援していくことをこの条例によってご確認いただき、今後も前向きな気持ちでその活動に取り組んでいただく一助としていただければと考えています。

Q. 町内会費の使い道が不明瞭な場合や、会員の意見が反映されない運営が行われている場合などは、札幌市が町内会へ監査に入ったり、運営方法を指導したりするべきではないのでしょうか？



- A.** 町内会は、地域の皆様によって自主的・自発的に組織され、運営されている団体であるため、札幌市が町内会に対して監査や指導を行う旨の条文は設けておりません。しかしながら、この条例の第4条「町内会等の地域における役割」において、その活動状況や運営に関する情報の積極的な提供や公開などにより開かれた運営に努めることや、地域住民の多様な価値観と自主性を最大限に尊重して、活動への参加や加入を促すよう努めることなどを盛り込んでおり、これらの条文を通じ、改めて運営の在り方などをご検討いただくきっかけになればと考えています。

札幌市未来へつなぐ町内

前文

町内会は、札幌市内の各地域において、日常の交流を通じて、地域住民の福祉や防災・防犯、環境美化、冬季の除排雪など、多岐にわたって私たちの生活を支え、地域コミュニティの中核として、札幌市の発展に大きく寄与してきました。

しかし、少子高齢化や世帯構成の変化、共同住宅の増加などによる居住形態の変化のほか、生活様式や個人の価値観の多様化などに伴い、町内会においては、加入率の低下や役員の高齢化、担い手不足などの傾向があり、今後、地域の活力が低下していくことが危惧されています。

近年、超高齢社会の進展や共働き世帯の増加、自然災害の増加などに伴い、高齢者や子どもの日頃の見守り、非常時の助け合いなどの地域住民相互の支え合いが必要となる場面が増加しており、様々な地域の課題の解決や良好な生活環境の維持

のためには、町内会における親睦や交流により形成される地域住民同士の顔の見える関係が、ますます重要となっています。

こうした背景を踏まえ、安全で安心な暮らしやすい地域コミュニティを将来にわたって維持していくためには、町内会が地域コミュニティの中核であり、今後も維持されるべき存在であるということを町内会、地域住民、事業者及び市が共に認識し、世代を超え、時代を超えてしっかりと共有していくことが必要です。

札幌市では、まちづくりに関する条例として、札幌市自治基本条例及び札幌市市民まちづくり活動促進条例を定めています。これらの条例に掲げられた理念を踏まえて、地域の町内会の活動を将来にわたって地域住民、事業者及び市が一体となって支え、より豊かで明るく暮らしやすいまちを未来の世代に継承していくため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、町内会が地域コミュニティの中核であり、今後も維持されるべき存在であるという認識を広く共有するとともに、町内会の維持及び活動の活性化に関する基本的な考え方、市の責務等を明らかにし、市の施策の基本となる事

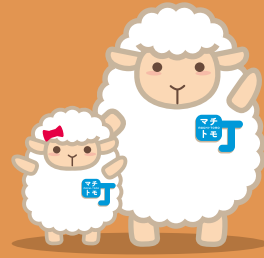
項を定めることにより、町内会の維持及び発展を図り、もって暮らしやすいまちの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に

会ささえあい条例

令和4年10月6日制定



定めるところによる。

(1) 町内会 良好な地域コミュニティの維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的として、本市の一定の区域に住所を有する者(以下「地域住民」という。)の地縁に基づいて形成された町内会、自治会等の団体をいう。

(2) 町内会の連合体 複数の町内会により組織された連合町内会、町内会連合会等の団体をいう。

(3) 地域コミュニティ 本市の一定の区域における地域住民のつながりを基礎とする地域社会をいう。

(基本的な考え方)

第3条 町内会の維持及び活動の活性化は、次に掲げる事項を基本的な考え方として行われるものとする。

(1) 町内会、地域住民、事業者及び市は、等しく地域コミュニティを構成する一員であるという意識を持ちながら、協働して地域のまちづくりに取り組むものであること。

(2) 町内会は地域コミュニティの中核であり、今後も維持されるべき存在であるということを町内会、地域住民、事業者及び市が認識し、その認識を共有するものであること。

(3) 町内会の活動は、地域住民の交流に

よって、相互に協力しながら、自主的に行われるものであること。

(4) 町内会の活動は、地域住民の相互の理解に基づき、地域住民の多様な価値観及び自主性を最大限に尊重して行われるものであること。

(町内会等の地域における役割)

第4条 町内会は、地域的な共同活動を通じ、地域住民が相互に助け合い、支え合いながら、暮らしやすい地域コミュニティの維持及び形成に努めるものとする。

2 町内会は、その活動に対する地域住民の理解を深めるとともに、その活動への参加を促すため、その活動状況及び運営に関する情報の積極的な提供、公開等により、開かれた運営に努めるものとする。

3 町内会は、地域住民の多様な価値観及び自主性を最大限に尊重し、その活動への参加又は町内会への加入を促すよう努めるものとする。

4 町内会は、その活動を補い合い、又は深めるため、必要に応じて、町内会の連合体、他の町内会、地域でまちづくり活動を行う諸団体及び事業者と連携するよう努めるものとする。

5 町内会の連合体は、当該町内会の連合体を構成する複数の町内会にまたがるまちづくり活動を円滑に進めるため、必要

札幌市未来へつなぐ町内

に応じて、市、地域でまちづくり活動を行う諸団体及び事業者と調整等を行うよう努めるものとする。

6 町内会の連合体は、当該町内会の連合体を構成する町内会の意見を踏まえ、必要に応じて、町内会の維持及び活動の活性化に資する意見を市に伝えるよう努めるものとする。

（地域住民の役割）

第5条 地域住民は、地域で安心して快適に暮らすために、自らも地域コミュニティを構成する一員であることを認識し、町内会の意義及び重要性について理解と関心を深め、町内会の活動への参加及び協力を努めるものとする。

（事業者の役割）

第6条 事業者は、自らも地域コミュニティを構成する一員として、地域コミュニティにおける町内会の意義及び重要性を理解し、町内会の活動への参加及び協力を努めるものとする。

（住宅の建築等を行う事業者等の役割）

第7条 住宅の建築、販売、賃貸又は管理（これらの代理又は媒介を含む。以下「住宅の建築等」という。）を行う事業者は、住宅の建築等を行うに当たり、当該住宅に

入居しようとする者に対して、地域の実情に応じて、町内会への自発的な加入又は町内会の自主的な設立に資する情報の提供に努めるものとする。

2 住宅の賃貸又は管理を行う事業者は、当該住宅に入居している者に対して、地域の実情に応じて、町内会への自発的な加入に資する情報の提供に努めるものとする。

3 住宅の建築等を行う事業者及びその関係団体は、町内会の維持及び活動の活性化に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

（市の責務等）

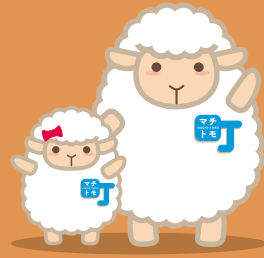
第8条 市は、地域コミュニティにおける町内会の意義及び重要性に鑑み、町内会の維持及び活動の活性化を進めるために必要な施策を実施するものとする。

2 市は、施策、事業等の実施に当たり、町内会に協力を依頼する場合においては、関係部局間の連携に努め、町内会の負担が過重なものとならないよう十分に配慮するものとする。

3 市は、職員が積極的に町内会の活動に参加することを促進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 職員は、地域コミュニティにおける町内会の意義及び重要性を理解し、その活

会ささえあい条例



動の更なる活性化を推進する視点に立つて、職務を遂行するものとする。

5 職員は、職務を通じて、町内会の活動に関わることへの理解と関心を深めるよう努めるものとする。

（加入促進等）

第9条 市は、地域住民の町内会への自発的な加入又は町内会の自主的な設立を促進するため、必要な支援を行うものとする。

（負担軽減）

第10条 市は、町内会の維持及び活動の活性化のため、町内会の負担を軽減するために必要な支援を行うものとする。

（広報啓発）

第11条 市は、町内会に対する地域住民及び事業者の理解及び関心を深めるとともに、町内会の活動への地域住民及び事業者の一層の参加及び協力を促進するため、広報その他の必要な啓発活動を実施するものとする。

（人材育成等）

第12条 市は、町内会の維持及び活動の活性化を担う人材の育成及び確保に必要な施策を実施するものとする。

（意見交換会等）

第13条 市は、町内会の維持及び活動の活性化に関する施策を策定し、及び実施する際には、町内会及び町内会の連合体の意見を勘案することとし、必要に応じて、意見交換会、意向調査等を実施するものとする。

（推進体制の整備）

第14条 市は、町内会の維持及び活動の活性化に関する施策を推進するため、関係部局間が連携して検討を行う体制を整備するものとする。

（実施状況の公表）

第15条 市長は、毎年度、町内会の維持及び活動の活性化に関する施策の実施状況を公表するものとする。

（財政上の措置）

第16条 市は、町内会の維持及び活動の活性化に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。



札幌市 未来へつなぐ町内会ささえあい条例

「マチトモNavi」で
あなたの町内会を検索してみよう。

二次元コードを読みこみ、
お住まいの区と住所を入力してクリック。
あなたの町内会が表示されます。



カンタン検索!

※本ホームページからできるのは「加入申込」ではなく、町内会への
「加入希望」をお伝えすることです。予めご了承ください。

<このパンフレットの内容に関するお問い合わせ先>

札幌市市民文化局市民自治推進室市民自治推進課
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎13階
電話番号 011-211-2253 FAX番号 011-218-5156
メールアドレス shiminjichi@city.sapporo.jp
ホームページ <https://www.city.sapporo.jp/shimin/shinko/kensaku/index.html>

<町内会・自治会について>

- | | |
|--------------------------|--------------------------|
| ●中央区役所地域振興課 Tel.205-3221 | ●北区役所地域振興課 Tel.757-2407 |
| ●東区役所地域振興課 Tel.741-2429 | ●白石区役所地域振興課 Tel.861-2422 |
| ●厚別区役所地域振興課 Tel.895-2442 | ●豊平区役所地域振興課 Tel.822-2427 |
| ●清田区役所地域振興課 Tel.889-2024 | ●南区役所地域振興課 Tel.582-4723 |
| ●西区役所地域振興課 Tel.641-6926 | ●手稲区役所地域振興課 Tel.681-2445 |